

体育施設使用申請システム構築業務委託仕様書

1 委託業務名

体育施設使用申請システム構築業務委託

2 概説

体育施設使用申請システム構築業務委託仕様書は、体育施設使用申請システム構築業務委託についての仕様を規定するものである。

3 業務の目的

政府においては、新型コロナウイルス感染症により、地域の経済・生活に影響が生じ、また、デジタル化の遅れなど顕在化している状況を鑑み、令和2年7月に「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」を閣議決定し、地方における医療、福祉、教育など社会全体の未来技術の実装を推進することを通じて、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を強力に支援することとしている。

本市においても政府の動向を鑑み、九州大学未来デザイン学センターと上天草市との新たな日常の構築と地方創生の実現に係る連携協定を調印し、この連携に伴う共同研究事業として、市民アンケート、国内外の新たな日常の構築に向けた取り組みなどの分析を踏まえ、本市に相応しいデジタル・トランスフォーメーションによる新たな日常に関して取りまとめることとしている。

この共同研究事業の成果の一つとして、庁内における最新テクノロジーが活用可能な庁内業務を整理したところ、体育施設使用申請システムの導入が業務改善及び効率化に有用であることが判明したため、そのシステムの構築等について委託するものである。

4 業務の導入に至った現状等

本市には、現在31施設の体育施設（社会体育14施設及び学校体育17施設）があり、その受付業務については、31施設近隣の大矢野総合体育館、松島総合センター「アロマ」、上天草市阿村出張所、上天草市教良木出張所、上天草市姫戸統括支所、上天草市龍ヶ岳統括支所で行っている。このため、使用したい者は、施設を使用する際、使用申請にそれぞれの受付窓口に行かなければならない。

このことから、施設使用のサービス向上を図るため、使用する者が各受付窓口に行かず、使用状況を把握し、予約を可能とする体育施設使用申請システムを構築するもの。

5 業務の内容

本業務は、次に掲げる業務を範囲とする。

（1）WEBガイド制作における事前ヒアリング

WEBガイド制作にあたり上天草市教育委員会社会教育課（以下「主管課」という。）に事前ヒアリングを行い現状確認し、また、現状を踏まえた効果的なシステム構築の方法を整理すること。

（２）WEBガイドのデザイン制作

- ア 視認性が高く可読性のあるレイアウトや書体を選びデザインとすること。
- イ 欲しい情報を容易に引き出せる、使いやすい、分かりやすいデザインとすること。
- ウ 幅広い年齢層を意識したデザインとすること。
- エ パソコン、スマートフォンの両方に最適化したレスポンスデザインとすること。
- オ 上天草市規定のウェブアクセシビリティに準ずること。
上天草市ホームページ ウェブアクセシビリティについて
<https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/q/aview/448/6001.html>

（３）WEBガイドのコーディング制作

- ア ウェブサイトのデザインを再現したコーディングであること。
- イ 要件に合わせた対象ブラウザに対応すること。
- ウ 文字コードを統一すること。
- エ HTMLの構造がわかる統一の記述を行うこと。
- オ 画像ファイルやスタイルの命名規則を作ること。
- カ ファビコンを設置すること。
- キ 画像にはalt属性を必ずつけ、画像が表示されない場合に代替テキストを表示させるようにすること。
- ク トップページへのリンクは必ずつけること。

（４）利用申請が可能なコンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」という）の構築

ア 更新可能な仕様

WEBに関する詳しい知識を持たない者でも、簡易に情報を登録及び変更ができるWEBシステムを導入すること。また、可能な限りCMSを用いて、主管課がコンテンツ等の登録・変更ができるようにすること。

イ アカウントの権限設定

主管課の権限以外に、当該システムにログインして更新できるようにアカウントごとに権限を設定できるようにすること。

ウ 利用者の使用登録

体育施設使用申請システム利用者（以下「利用者」という。）が使用申請を登録できること。また、その使用する者が自身の申請状況を確認できること。

エ 利用状況の確認

主管課が利用者の申請状況を確認でき、また、主管課が利用者の代理で申請登録できること。

オ データの抽出

それぞれの体育施設の使用実績のデータが取得でき、様々な統計データが抽出できるようにすること。

6 業務に関わる条件・要求等

(1) ドメイン

ドメインは、主管課で用意する既存ドメインを使用するものとする。

(2) ブラウザ対応

以下のブラウザに対応すること。

ア M i c r o s o f t e d g e 最新版

イ F i r e f o x 最新版

ウ S a f a r i 最新版

エ G o o g l e C h r o m e 最新版

(3) セキュリティ

ア コンピュータおよびサーバーについては、十分なウイルス感染防止対策を講じること。

イ 個人情報扱うコンテンツについては、個人情報の漏えい等の防止について、明確な対策を講じること。

ウ 全ページSSLによる暗号化を図ること。

エ CMSは定期的にセキュリティアップデートが行えるものであること。

(4) その他運用支援

ア WEBサイトへの流入が増加するようSEO対策を実施すること。

イ 運用時には、G o o g l e A n a l y t i c sによるアクセス解析が行えるように配慮すること。

7 委託期間

契約締結の日の翌日から令和3年9月30日（木）までとする。

8 納入成果物

(1) 提出期限

令和3年9月21日（火）

(2) 納入成果物

ア 次のWEBを用いたシステム

WEB予約システムを用いた体育施設使用申請システム

イ 次に掲げるものを紙媒体で提出すること。

(ア) サイトマップ、CMSの機能概要がわかる仕様計画書

(イ) ウェブサイトのデータ（HTML、CSS、JavaScript、PHPなど）

(ウ) CMS運用マニュアル

(エ) 打ち合わせ議事録

(5) その他、業務に付随するもので、双方協議の上で必要と判断されたもの。

ウ 記「7 (2)」のデータを保存した電子媒体 (CD-R 又はDVD)

9 検査

完了検査は、納入成果物により実施する。

10 委託における著作権等の取扱い

- (1) 本業務で制作されたもの(以下、「制作物」という。)に係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は上天草市に帰属するものとする。
- (2) 制作にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関することは、本業務の受託者(以下「受託者」という。)がその手続きを行うこととする。
- (3) 受託者は、制作物が第三者の著作権当の権利を侵害しないことを保証し、第三者から制作物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

11 その他留意事項

- (1) 契約は、上天草市と受託者との間で締結する。
- (2) 契約に関する費用は、受託者の負担とする。
- (3) 基本的に、支払いは業務履行確認後の一括払いとする。
- (4) 業務の実施にあたっては、主管課と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- (5) 受託者は、当該業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限にとどめ、個人の権利等を侵害することの無いよう、法令、条例等を遵守し適正な取扱いを確保するものとする。
- (6) 受託者は、業務の執行状況について、主管課に随時報告を行うこと。また主管課が業務の履行に関し、受託者に報告を求めた時には、直ちに応じること。
- (7) 受託者は、本業務の全部又は、一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし事前に上天草市の承諾を得たとき、又は上天草市と協議を行った上で、再委託した方が効果的と判断された場合は、この限りでない。再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。
- (8) 本業務の遂行にあたり、上天草市または第三者に損害を及ぼしたときは上天草市の責任に帰する場合のほかは、受託者がその賠償の責任を負うこととする。
- (9) 本業務の履行にあたり疑義が生じた場合、または本仕様書に記載がない事項については、主管課と受託者で協議するものとする。